



# 令和4年度 はままつオレンジリボン運動 活動報告書



## (児童虐待防止の広報・啓発事業)

浜松市 こども家庭部 子育て支援課

児童虐待防止法が施行された11月は、「児童虐待防止推進月間」に定められ、全国的な取り組みとして、児童虐待防止のための広報・啓発活動が集中的に行われています。

浜松市では、児童虐待防止の取り組みを行政の児童福祉担当部署のみに留めず、地域で子どもや子育て中の家庭に関わる地元企業や市民団体、子育て支援機関等と協力して拡げていく必要があると考え、平成28年度より児童虐待のない社会を目指す『はままつオレンジリボン運動』として、様々な賛同企業や団体等の協力を得ながら、児童虐待問題に対する市民の関心と理解が得られるよう働きかけを行っています。令和4年度も市による広報・啓発活動に併せて、登録団体との連携の下、様々な働きかけを行いました。

### 1 民間との連携による啓発

#### (1) はままつオレンジリボン運動応援隊の募集

児童虐待のない子育てにやさしい社会の実現を目指すオレンジリボン運動の趣旨に賛同し、児童虐待防止の広報・啓発活動等に協力いただける企業・団体等を募集したところ、令和4年度、新たに4団体から申込みがあり、計45団体の協力により、幅広く児童虐待防止の呼びかけが行われました。



《周知方法》 \*市ホームページ \*広報はままつ掲載

《登録団体(五十音順、敬称略)》 合計 45 企業・団体 (令和5年3月31日時点)

|         |                             |                 |                         |              |                           |           |
|---------|-----------------------------|-----------------|-------------------------|--------------|---------------------------|-----------|
| ア行      | (株)アキュラホーム浜松支店              | サ行              | 静岡県労働金庫                 | ハ行           | (福)浜松市社会福祉協議会             |           |
|         | 小豆餅ゆすらうめこども園                |                 | しずおか多胎ネット               |              | 浜松市助産師会                   |           |
|         | アメテラス                       |                 | 静岡文化芸術大学                |              | 浜松市人権擁護委員連絡協議会            |           |
|         | 石橋警備保障                      |                 | 白百合明光会<br>たかつか光こども園     |              | 浜松市根洗学園※                  |           |
| カ行      | KTC中央高等学院<br>浜松キャンパス        | タ行              | 聖隷クリストファー大学<br>藤田ゼミ     | マ行           | はままつチャイルドライン※             |           |
|         | K-mix 静岡エフエム放送(株)           |                 | (株)ソミック石川               |              | 浜松市発達医療総合福祉センター           |           |
|         | 興誠学園 浜松学院大学・<br>浜松学院大学短期大学部 | ナ行              | (一社)とおとうみ               |              | 浜松市民生委員児童委員協議会            |           |
|         | (一社)ここみ                     |                 | 長尾小児科医院                 |              | (一社)浜松市薬剤師会               |           |
|         | (福)公友会<br>こども園 みらい※         | ハ行              | 浜名湖競艇企業団<br>(ボートレース浜名湖) |              | 浜松ミュージックアート少年団            |           |
|         | 子ども発達センター たっく※              |                 | はまはっぴー                  |              | 浜松ロータリークラブ                |           |
|         | 小林クリニック                     |                 | 浜松医科大学 看護学科             |              | 浜松市私立幼稚園協会                |           |
|         | ころころねっと浜松(NPO)              |                 | 浜松磐田信用金庫                |              | Mai 子どもデンタルルーム            |           |
|         | サ行                          | サスティナブルネット(NPO) | ヤ行                      |              | はままつ子育てネット<br>ワークびっぴ(NPO) | 山崎電機産業(株) |
|         |                             | (株)沢根スプリング      |                         |              | 浜松市里親会                    | ワシミ電機     |
| 三立製薬(株) |                             | (一社)浜松市歯科医師会    |                         | わんぱくキッズクリニック |                           |           |

※は令和4年度新規登録団体

《主な活動内容》

- \* 事務所等への啓発ポスター等の掲示
- \* 社員・職員への啓発リーフレット等の配付
- \* 社員・職員のオレンジリボン着用

\* 自社・団体の広報誌、ホームページへの掲載  
など

(2) はままつオレンジリボン応援隊登録団体による啓発協力  
イベントによる啓発

|      |  |     |                         |
|------|--|-----|-------------------------|
| 事業名  | オレンジリボン運動支援競走の開催   | 団体名 | 浜名湖競艇企業団<br>(ボートレース浜名湖) |
| 期間   | 10/20～10/25<br>11/17～11/20<br>11/28～12/3   | 場所  | 同上                      |
| 活動内容 | <p>3節にわたり、オレンジリボン運動のPRと支援を目的に冠レースを開催。レースで使用するボートへのオレンジリボンステッカーの貼付を年間で行うほか、冠レース期間中には、選手・関係者による募金協力、場内への募金箱の設置等が行われました。</p> <p>場内サイネージ、テレビ放映、対岸大型スクリーン等で、プロモーション映像を発信しました。</p> <p>オレンジリボンロゴマークを貼付したボートを「なりきり！ボートレーサー」特設会場に展示しました。多くのお客様がボートに乗艇し写真を撮り、オレンジリボンの周知につながりました。</p> |     |                         |



|      |   |     |         |
|------|---|-----|---------|
| 事業名  | 「くすりと健康フェスタ」での啓発  | 団体名 | 浜松市薬剤師会 |
| 期間   | 11/3 (木・祝)  | 場所  | 遠鉄ホール   |
| 活動内容 | 「第14回くすりと健康フェスタ」を開催。オレンジリボンを着用し、オレンジリボン運動啓発物品とパンフレット等を用意し、会員と市民に啓発、周知が行われました。 |     |         |



## 2 市による啓発

### (1) はままつオレンジリボン運動応援大使の起用



児童虐待のない子育てにやさしい社会の実現を目指す「はままつオレンジリボン運動」の周知を強化するため、平成28年度より『はままつオレンジリボン運動応援大使』として、浜松市出身のテレビリポーターで、当市での子育て経験のある久保ひとみさんを起用。啓発ポスターの作成にご協力いただき、幅広い層への広報啓発を行うことができました。



### (2) 啓発ポスターの電子広告掲示

はままつオレンジリボン運動応援大使の久保ひとみさんを起用して令和2年度に作成したポスターを、市内を運行する遠州鉄道の電車・バスの車内サイネージ、えんてつビジョンにて動画として広告を掲示することで、幅広い層への広報啓発を行うことができました



### (3) 市内幼稚園、保育園、こども園、小中学校他、関係機関へのポスター配付

令和4年度、厚生労働省が作成した保護者向けのポスター「それは、親子の未来を守る相談。」を市内の幼稚園、保育園、こども園、小中学校他、関係機関に配付し、掲出を依頼しました。



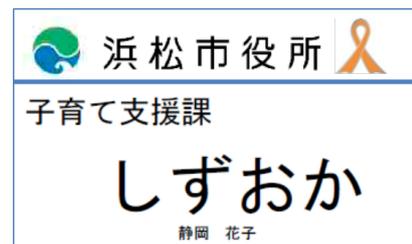
### (4) 浜松市の持つ SNS 媒体での周知

浜松市公式 Twitter「てんこちょ浜松」と、浜松市公式 facebook「いいいら！」にて、児童虐待防止推進月間と浜松アクトタワーのオレンジライトアップについての情報提供及び児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の周知啓発をはかる記事を掲載しました。

### (5) 市職員の名札等へのオレンジリボンシールの着用

市職員が率先して児童虐待のない社会の実現を願う意思を示し、来庁者等に対しオレンジリボン運動の周知・啓発を図るため、11月の児童虐待防止推進月間を中心に、職員の名札等にオレンジリボンシールを着用しました。

【実績】 協力機関 137 か所 (4,467 人)



### (6) 庁舎への懸垂幕及びのぼりの掲出

11月が児童虐待防止推進月間であることを周知する懸垂幕及びのぼりを、庁舎の外壁に掲出しました。

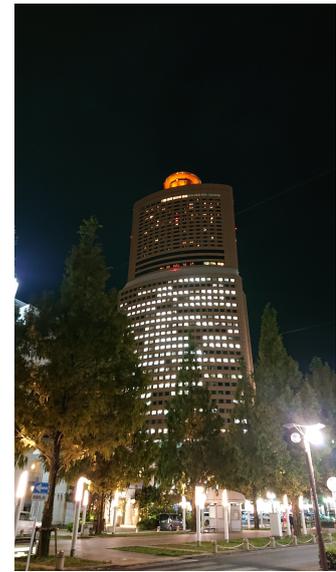
【実績】 浜松市役所・区役所 計7か所



## (7) 浜松アクトタワーのオレンジライトアップ

11月1日、広く一般市民に向けてオレンジリボン運動の目的や活動内容などをPRするため、多くの人の目に触れる浜松アクトタワー屋上部及び展望回廊の一部のライトアップを行いました。(今年度のライトアップには、アクトシティ活性化委員会及びオークラアクトシティホテル浜松のご協力をいただきました。)

この企画は県内各市町の公共施設や名所等で一斉にオレンジリボンを象徴するオレンジ色でライトアップすることで、広く県民にアピールする県としての企画の一端を担いました。



## (8) 流通元町図書館での啓発展示の実施

子育て支援に力を入れている流通元町図書館の館内展示で、11月1日(火)から20日(日)まで、子どもの虐待・子育て関連資料を集めた展示に合わせて、オレンジリボン運動の周知が行われました。保護者向けに「叱り方」や「育て方」という言葉がタイトルに入った一般書の貸し出しが多い結果となりました。ブックスタートやおはなし会に来館された方へリーフレットやオレンジリボン、ティッシュなどの啓発グッズの配付も行われました。



(参考)



【申込先】

FAX 053-457-3011

Mail [kosodate@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:kosodate@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

郵送 〒430-0933 浜松市中区鍛冶町 100-1

ザザシティ浜松中央館 5階

浜松市子育て支援課はままつオレンジリボン運動担当

浜松市子育て支援課 はままつオレンジリボン運動担当宛

令和 年 月 日

## “はままつオレンジリボン運動応援隊”申込書

※ 該当する箇所に○をお付けください。

I. ( ) はままつオレンジリボン運動を応援します。

《現時点において可能な協力内容》

- 1 ( ) 事務所等へのポスター等の掲示
- 2 ( ) 社員・職員へのリーフレット等の配付
- 3 ( ) 社員・職員のオレンジリボンの着用
- 4 ( ) 運動に係るイベント協力等
- 5 ( ) 自社・団体の広報紙、ホームページへの掲載
- 6 その他 \*自由に御記入ください。

( )

《浜松市ホームページへの企業・団体名の掲載》

- ( ) 希望する  
( ) 希望しない

II. 以下に御記入をお願いします。

<企業・団体名> \_\_\_\_\_

<所在地> 〒 \_\_\_\_\_

<従業員数> \_\_\_\_\_ 名

<御担当者> 部署・役職 \_\_\_\_\_ 氏名

電話番号 \_\_\_\_\_

FAX番号 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

※お伺いした内容は、本運動に係る事項以外に使用することはありません。